



日 月 送 受 號 番 先 議 合				第 號 送 受 月 月 日 日				第 號 送 受 月 月 日 日			

第八條 廣島市及び長崎市に原子爆弾影響研究所を置く。

一 原子爆弾影響研究所は、原子爆弾の遺傳学的調査研究を掌る。

第三條中「左の三部」を「左の三部並びに原子爆弾影響研究所」に改めよ。

第八條 原子爆弾影響研究所は、原子爆弾の遺傳学的調査研究を掌り、これを廣島市及び長崎市に置く。

黨報

昭和廿參年拾月廿五日



海軍省

- 予防衛生研究所事務分掌規程一部改正 予防衛生研究所事務分掌規程の一部を次のように改らし、十月八日から施行し。
（八月三十日から、これを適用する。）

（本文は訓令案本に会じ）

第八條 厚生大臣は、予防衛生研究所官制（昭和二十二年政

令第五十八号）第十條第四号に掲げる事務を一部を分掌

させるため、支所を置くこととする。

前項の支所の名称及び位置は、厚生大臣がこれを定める。

第八條 予防衛生研究所に原子爆弾影響研究所を置き、
廣島市及び長崎市

予防衛生研究所官制第十條第四号に掲げる事務を一部を分掌させる。

前項の原子爆弾影響研究所の名称及び位置は、厚生大臣がこれを定める。

黨 報

軍 海

昭和廿參年拾月廿五日

官報登載

年十月二十五日

○予防衛生研究所事務分掌規程案一部改正 予防衛生研究所事務分掌規程の一部を次のように改めし、十月八日から施行しめた。八月三十日から、一部を適用した。

（本文は訓令案に会じ）

告示案

厚生省告示第

甲子年九月
厚生大臣 竹田儀一

卷之二

卷

~~予防衛生研究所 廣島原子弹彈影影響研究所~~

位 置

卷之三

秘文第一一八八號

昭和二十三年九月七日

厚生省衛生局



厚生大臣官房秘書課長 殿

海防衛生研究所事務分掌規程改正について

海防衛生研究所が、廣島及び長崎において實驗中の原子爆弾影響に關する研究業務について、これが業務の遂行上必要があるので海防衛生研究所業務分掌規程（昭和二十二年五月制定）を左案により改正方取計らかれたいたい。

案

第八條 厚生大臣は、昭和二十二年政令第五十八號（海防衛生研究所官制）第一條第四號に掲げる事務の一部を分掌させるため、支所を置くことができる。

前項の支所の名稱及び位置は、厚生大臣が、これを定める。

謹防衛生研究所事務分掌規程

第一條 謹防衛生研究所に副所長を置き、所員の中から厚生大臣が、これを任命する。副所長は所長を佐け所務を掌理する。

第二條 謹防衛生研究所に所員を置き、一級又は二級の厚生技官の中から厚生大臣が、これを任命する。

所員は、所長の指揮監督を受け検査・研究・検定・検査・製造及び講習を掌る。

第三條 謹防衛生研究所に職務課及び左の二部を置く。
多忙なる謹防衛生研究所に職務課及び左の二部を置く。

研究部

検定部

試験製造部

第四條 職務課でけ、左の事務を行う。

一、人事に關すること

二、官印の管守に關すること

三、文書の接受・發送・編纂及び保存に關すること

四、會計に關すること

五、所内の取締に關すること

六、他の主管に屬しないこと

第五條 研究部でけ、左の事務を行ふ。

一、病原の検査並びにその謹防治療方法の研究及び講習に關すること

二、謹防衛生に關し必要な事項の調査研究に關すること

三、謹防衛生に關する試験研究の總合調整に關すること

四、謹防衛生に關する生物學的要薦・抗菌性物質・消毒材料等の試験的製造に關すること。

五、謹防・治療及び診斷に關する生物學的要薦・抗菌性物質・消毒材料等の試験的製造に關すること。

六、ペストワクチンその他の使用せらるることが常で、その製造が技術上困難なものに關すること。

第七條 試験製造部でけ、左の事務を行ふ。

一、豫防・治療及び診斷に關する生物學的要薦・抗菌性物質・消毒材料等の試験的製造に關することが常で、その製造が技術上困難なものに關すること。

第八條

(理由書)

一、GHQからの口頭指示により、衛生研究所においては、本年三月廣島にて同研究所以支所として原子爆弾影響研究所（仮稱）を設置して、既に、遺傳學的調査研究を實施していること。

二、昭和二十一年度においては近く長崎にて同様の研究所を設置して、遺傳學的調査研究を實施するため、目下これが準備中である所と、以上の理由により、衛生研究所事務分掌規程を改正する必要があるものである。

原子爆弾影響研究所人員配置表

(昭和二十三年度)

計		地域別		職種	員数
長崎	廣島	長崎	廣島		
四	一	三	二	技術員	三
四	一	三	一	技術員	三
四	一	三	一	事務員	數
九	三	六	一	補助員	
三十	七	二	一	雇用者	
九	三	六	一	備人	
六〇	一六	四四	一	計	
				備考	

裏面白紙

124

豫發電一〇五八號

昭和二十三年八月九日

厚生省豫防局



19

殿

厚生大臣官房秘書課長

原子爆弾影響研究所の位置、名稱に關する告示等の制定について

昭和二十二年政令第五十八號（予防衛生研究所官制）第四條の規程に基く、原子爆弾影響研究所の位置、名稱に關する告示並びに同研究所事務分掌規程及び同研究所所長職務規程等の制定方を、左案により、よろしく御取計らい願いたい。

裏面白紙

案

の

一

◎ 厚生省告示 第

號

昭和二十二年政令第58号「予防衛生研究所官制」第四條の規定に基き、予防衛生研究所の支所の名稱及び位置を、次のようく定める。

昭和二十三年

月

日

厚生大臣 竹田儀一

名
予防衛生研究所廣島原子爆弾影響研究所

位
置

廣島市
長崎市



印鑑

案　二

予防衛生研究所廣島、長崎原子爆弾影響研究所の事務分掌規程を、次のように定めることとし、年月日から、これを施行する。

原子爆弾影響研究所事務分掌規程

第一條 原子爆弾影響研究所に所長を置き、二級の厚生技官の中から厚生大臣が、これを命ずる。

第二條 原子爆弾影響研究所に事務課及び左の二部を置く。

遺傳部

健康診断部

第三條 事務課においては左の事務を行う。

- 一、人事に關すること。
- 二、官印の管守に關すること。
- 三、文書の接受、發送、編集及び保存に關すること。
- 四、會計に關すること。

五、所内の取締に關すること。

六、他の主管に屬しないこと。

第四條 遺傳部においては左の事務を行う。

一、被暴地において出生兒に及ぼした影響の遺傳學的調査に關すること。

第五條 健康診断部においては左の事務を行う。

一、遺傳の調査のため必要な診断並びに治療に關すること。

二、その他研究上必要な健康診断に關すること。

案　・　三

原子爆弾影響研究所長職務規程

第一條 所長は、三級官吏及び技術若しくは事務補佐員の進退賞罰を予防衛生研究所長に具申する。

第二條 左の事項は、所長が専らこれを行う。

一、職員の職務擔任に關すること。

二、雇員及び傭人の進退給與に關すること。但し、毎月その状況を報告しなければならない。

三、職員の内閣簡張に關すること。但し、所長の出張についてば、この限りでない。

四、職員の除服出仕及び請暇に關すること。

五、事務分掌規程に定められた通常事務の處理に關すること。

第三條 所長は、前年度中の事務成績を毎月五月末日までに予防衛生

研究所長に報告しなければならない。但し、臨時に必要と認める事項は、その都度報告しなければならない。

(理由書)

一、
長崎からの日頃指示により、予防衛生研究所においては、本年
五月・廣島に同研究所の支所として原子爆弾影響研究所（仮稱）を
設置して、既に、遺傳學的研究研究を実施してある。
二、昭和二十三年度においては、六月から、長崎に同様の研究所を設置
して、遺傳學的研究研究を実施していること。
以上の理由により、昭和二十二年政令第五十八號附則に基き、予
防衛生研究所の支所の位置及び名稱に關する告示並びに同支所の事
務分掌規程等を制定する必要があるものである。

原子爆弾影響研究所人員配置表

(昭和二十三年度)

地域区分		二 官 給		計
長 崎 島	廣 島	按 官	事務官	
四 一	四 一	三 一	三 一	七 二
四 一	九 一	三 六	補佐員	九 二
三 〇	九 一	七 六	雇 用	一 一
六 〇	六 〇	四 四	傭 人	四 四
			計	一 六

政令第

号

予防衛生研究所官制の一部を改正する政令

内閣は、行政審議法（昭和二十一年法律第六十九号）並十條及び國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律（昭和二十三年法律第三十号）附則第二項の規定に基き、ここに予防衛生研究所官制の一部を改正する政令を制定する。

予防衛生研究所官制（昭和二十二年政令第五十八号）の一部を次のよう改訂する。

第二條 厚生事務官の部中「専任十三人 三級」を「専任十七人 三級」へ、同條厚生技官の部中「専任二十八人 二級」を「専任三十二人 二級」に改めること。

第四條 厚生大臣は、第一條第四号に掲げる事務の一部を分掌させるため、東所を置くこととする。

前項の東所の名称及び位置は、厚生大臣が、これを定める。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

厚生大臣

内閣總理大臣

第一條

予防衛生研究所官制 (昭和二十二年三月政令第五八号)

予防衛生研究所は、厚生大臣の管理に属し傳染病その他の特定疾病に関する事務を掌る。

一 病原の検索並に予防治療法の研究及び講習に関する事項

- 二 予防治療及診断に関する生物学的製剤、抗菌性物質、消毒材料等の検定及び試験的製造に関する事項
- 三 ベストワクチン等の他使用せられることが稀である製造が技術上困難なワクチン及び血清の製造に関する事項
- 四 その他予防衛生に関する必要な事項の調査研究に関する事項

第五条 予防衛生に関する試験研究の総合調整に関する事項

第二條 予防衛生研究所に於ける職員を置く

所長

厚生事務官

専任十七人 三級

厚生技官

専任七人

一級

専任三十二人

二級

専任七十三人

三級

第三條

所長は一般の厚生技官を以てこれに充てる

所長は厚生大臣の指揮監督を受けて所務を掌理する

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

日本脳炎調査研究協議會規程（制定案）

第一條 日本脳炎調査研究協議會は、厚生大臣の監督に屬し、その諮詢に應じて日本脳炎の予防並びに治療方法に関する事項を調査審議する。

第二條 協議會は、委員長一人及び委員若干人を以てこれを組織する。

第三條 委員長は、委員の互選によつて^選其を定める。

委員は、一報若しくは二報の厚生事務官若しくは厚生技官並びに學識経験のある者の中から、厚生大臣が、これを命じ若しくは其を委嘱する。

副職経験のある者の中から委嘱せられた委員の任期は、二年とする。

但し、特別の事情がある場合においては、任期中^{これ}其を解任することを妨げない。

第四條 委員長は、會議を總理する。

委員長に事故があるときは、予め委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第五條 協議會に専門委員を置くことができる。

専門委員は、^{又若しくは二級の厚生技官並びに}不^可能^し者^を指名^{する}。

専門委員は、學識経験ある者の中から厚生大臣が、これを委嘱する。^{研究}

専門委員は、委員長の命を受け、専門の事項を調査審議する。

書記は、二級の厚生事務官又は厚生技官の中から厚生大臣が、二小
シテトクリニスモサム参考を命ずる。

書記は、上司の指揮を受け、職務を整理する。

第七條 脳議會に書記を置く。

書記は、三級の厚生事務官又は厚生技官の中から、厚生大臣が、シテ指を命する。

書記は、上司の指揮を受け、職務に從事する。

国家行政組織法施行までの間の各省各廳の機構の
改変等に対する暫定措置に關する件

昭和二十三年七月十六日
閣議決定

國家行政組織法施行までの間、各省各廳の機構の改変、職の設置、定員の増減等については、同法の内容、その他行政機構の整備、行政整理等の趣旨にかんがみ併せて從來の慣行をも考慮し、左記の通り措置するものとする。

記

一、官房、局及び外局の部（二に該当するものを除く。）の設置又はこれらの部局間の権限の異動に基く改正は、法律に別段の定めのある場合を除き、法律により行うこと。

二、官房中、局中及び局に並ぶ部の設置は原則として行わないこと。但し、眞に已むを得ない場合には、閣議をもつてその設置を決定し、その手続は従前の例によること。

三、審議会、試験所、研究所、文教施設、医療施設その他國家行政組織法第八条の機関の設置は、法律に基いて行うのを建前とすること。

四、官房長又は廳、官房、局、部等の次長の設置は、政令又は従前の手続によるときはも閣議の決定を経てこれを行うこと。

五、定員については、政令で規定すること。〔昭和二十三年四月三十日法律第三十号、國家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する件附則参照〕

六、各省設置法案は次の臨時國会に提出し得るよう準備を進めること。

七、昭和二十三年六月八日閣議決定「外局の内部部局の統一に關する件」に基く既存の局の整理については、各省設置法の制定の際に行うこと。〔國家行政組織法第七条第二項國会修正に依る新規定参照〕

備考

地方機關については、従前の例によるものとする。